

## テーマ3、4

### <テーマ3> 法令等の公布・施行・運用の改善

#### 背景：

ラオスで事業活動を行う上で、法令改正の情報ははじめ各種法令等の情報を得ようとする際、各省庁のホームページではラオス語のみの掲載である場合や、ホームページではなくSNSによる発出を行う省庁もあるなど情報収集が困難な状況にある。また、法令改正が行われる際には、公布から施行まで準備期間が短いため、改正内容が関係者に十分に周知されていないまま運用されるため、現場で混乱が起きるケースもある。

#### 議論の概要：

##### 日本側

各省庁が所管する法令の最新の条文をウェブサイトで見覧可能となるよう対応頂きたい。またその際、ラオス語だけでなく英語による掲載も行って頂いたうえ、ダウンロードも可能となるようにして頂きたい。また、法令や各種通知の内容について問合せ窓口となる省庁の部署と担当者名を明記頂きたい。これについては、ワーキンググループでラオス側より、「ラオトレードポータル」という世界銀行の支援を受けて運用しているウェブページにて各省庁の法令を一括掲載を行っており英語での掲載もある旨説明があった。他にも、「ラオオフィシャルガジェット」というアプリも運用しているとのことであったが、どちらのツールでも予算の都合で全て英語対応が成されているわけではないとのことであり、引き続き英語部分の拡充、ダウンロードの対応に向けて予算の確保等の対応をお願いしたい。

また、法改正や通知変更の際には、関係者全てが内容を理解し把握するための準備期間を設けて頂くようにして頂きたい。

##### ラオス側

各省庁の法令については首相府の告示 NO. 932 に基づき、司法省でとりまとめと管理を行っている。民間・政府機関双方に関わる重要業務だと理解している。法令等の公表については各省庁で英語版が作成される必要がある。

#### <テーマ4> 駐在員事務所ライセンスの許認可手続きに関する規定の改正 背景：

2018年に開催された第12回官民合同対話の結論（※）及び「外国法人の駐在員事務所設立・管理に関するMPI大臣合意（2018年7月30日付、No.1815/MPI）」においては、第1種の駐在員事務所のライセンスは、1回につき1年間、最大3年間まで延長が可能とされているが、その3年経過後も申請・許可を受ければ、さらに1回3年まで延長が可能とされているにも関わらず、実態としては1年ごとに毎年申請して許可を得ており、運用が不明瞭である。また、同MPI大臣合意では、申請はライセンス期限終了30日前にMPIに申請することが規定されていることから、規定に従って申請するも、許可手続きが遅く、ライセンス期限が切れた後に許可されるため、無許可状態の期間が発生してしまう。

（※）日本側より、2018年中に許可を受けている駐在員事務所に関し、2022年度以降の手続きは「2022年度中に延長申請を行ったのち、最大3年間の設置許可を得た場合、その後3年間経過後も同様の手続きを経ることで期限延長が可能か」をラオス政府側に確認したところ、ラオス政府側より「日本側の認識に誤りはない」旨回答があったもの。

#### 議論の概要：

##### 日本側

本課題は昨年から継続して議論を行っており、昨年の第16回会合ではラオス政府からも関係法令の改正を行うとの前向きな回答を受けている。昨年の本会合の後も、昨年開催のフォローアップ会合、ワーキンググループのほか個別に計画投資省の担当者と繰り返し連絡を取り合い議論を重ねてきた。駐在員事務所ライセンスに関する法令である計画投資大臣合意の改正案については、計画投資省より本日ドラフト段階のものではあるが説明したいということであるので内容を伺いたい。

##### ラオス側

法令改正案について本日は大きく5点共有したい。1点目は、ライセンスの種類について、これまでの2種類から1種類追加したい。なお、第1種は外国企業がラオスで情報収集活動を行う場合、第2種はラオス政府と日本の親会社がMOUを締結する場合である。今回追加する第3種は、日本企業からの要望に沿うことを目的に設置するもので、ラオスへの投資を検討する企業に向けてを行う企業に向けて設置予定。

2点目は、駐在員事務所の設立要件について、新たに設置する第3種は、複数の国に拠点を持ち、外国での収入が25%以上で、資産額も一定以上の企業を想定。丸紅、三井物産、豊田通商のような大企業による駐在員事務所はこれまでの

第1種から第3種に該当させる予定。

3点目はライセンスの期間や延長について、第1種は現状1回1年契約の更新が最大3回まで延長可能、合計4年が可能としている。これは、本来企業がラオスへ進出するための情報収集や準備のための期間としているためである。しかし豊田通商のように事業進出をしつつ、別途駐在員事務所も継続している例もある。この例を元に、第3種では親会社が事業進出をする場合、10%未満の株式を保有していれば駐在員事務所を併せて設置することが可能としたい。第2種は、これまで1回1年の契約を、今後は2年間の契約とし、その後の延長も2年間としたい。また、期間はMOUまたはコンセッションアグリーメントの有効期間に限るものとする。今回追加予定の第3種は、1回3年契約とし延長も3年ごと、延長回数は無制限としたい。

4点目は財務に関してであり、今回新たな追加事項である。企業の皆様からも意見を頂きたいが、更新に手数料を徴収し、活動の監視・監督のための活動資金源としたいと考えている。金額は1年当たりで第1種は200万キープ、第2種は400万キープ、第3種は2千万キープ。第3種は、駐在員事務所が売上・利益を出すという意味ではないが、親会社が将来的にラオスで利益を生み出すことを前提としていることから、法人税の代わりにオペレーションコストの10%を徴収することも考えている。金額の設定としては、コンセッションを行う際のデポジットを基準としていたもの。またこれまでの日本側との意見交換において手数料の徴収があることは問題ないとの意見があったことから検討している。外国の事例については、例えばインドネシアでは最大1万ドルを徴収をしているようで、業種によっても異なる金額設定とされているようだが、ラオスは最大2万キープとし、統一した金額としたい。省庁の予算からみると大きくない金額設定だが、管理監督の為には役立つものと考えている。

5点目は、MOU、アグリーメントの定義について定めたい。第2種において、MP Iと締結しているものをMOUとし、民間企業とのMOUは認めないものとする。また、多国籍企業の定義を明らかにしたい。

#### 日本側

5点の改正概要について説明いただき感謝。現在の申請様式は、第1種、第2種と記載する欄もなく、MP Iからも指定を受けない。今後は、種別は明確に決められるようになるのか。また、現在改正作業中の大臣合意はいつ公布されるのか。

#### ラオス側

1つ目の質問については、今後様式を修正する予定。2つ目の質問については、

出来るだけ早い公布を考えているが、各企業含め関係者と意見交換をしながら進められる予定。作業チームとしては、先月1月の公布を目指していたが、ASEAN議長国関連の業務も非常に多く、本年6月頃の公布を目指している状況。

#### 日本側

改正案について書面でも確認したいので、後ほどメールで送付頂きたい。

#### ラオス側

ドラフト版を送付するのは可能だが、他にも細かい改正点があるので、もう少し仕上げしてから送らせていただきたい。